

やめましょう廃棄物の野外焼却

平成13年4月1日から野外焼却(野焼き・簡易な焼却炉による焼却)は禁止となっています。より良い環境をつくるためには市民の皆さまのご協力が必要です。

廃棄物の野外焼却は止めていただき、ごみ収集もしくは資源物の回収へ出すようお願いいたします。

平成12年頃、廃棄物の不適正処理によるダイオキシン類問題が起きました。このため、平成13年に国および都は廃棄物の不適正処理を防止するため、原則、焼却行為禁止の法律・条例を制定しました。

野外焼却は灰が飛散するほか、煙の臭気が洗濯物に付着するなど、近隣に迷惑をかけることになります。

なお、以下のように、焼却行為の禁止制限から外れる行為もあります。

- ① 伝統的行事および風俗慣習上の行事(お祭り、どんど焼き、お焚き上げ)
- ② 学校行事および社会教育活動(活動に伴うキャンプファイヤー、焼き芋)
- ③ 知事が特に認める場合(災害時の応急対策)

上記①～③の事項に該当する場合であっても、近隣に迷惑をかけないように時間帯や風向きに配慮が必要です。また、苦情のご相談などがあつた際には止めていただく場合もあります。

※ 小規模の廃棄物焼却炉(火床面積 0.5 m²未満であつて、焼却能力が1時間当たり 50 kg未満の廃棄物焼却炉)の使用は認めておりません。

同じ地域に暮らす人たちが、お互いに気持ち良く生活ができますように、ご理解、ご協力をお願いいたします。



《問合せ先》

八王子市環境部環境保全課
042-620-7217